

白神山地でナラ枯れ被害が発生した場合の考え方

東北森林管理局

東北地方においては、秋田県男鹿半島までナラ枯れ被害が北上している状況にあり、今後、被害が更に北上・拡大することが懸念されている。

このため、今後、白神山地で実際にナラ枯れ被害が発生した場合に備えて、事前に考え方を整理することとしたい。

【考え方】

ナラ枯れ被害の先端地域においては、伐倒駆除を行っているところであり、今後、白神山地に被害が及んだ場合は被害の先端地域となる。

秋田県内の民有林では、「秋田県ナラ枯れ防除実施方針」に基づいて特定された「守るべきナラ林」において、駆除（原則として伐倒くん蒸）に努めることとされている。

このような中において、世界遺産地域でも同様にナラ枯れ対策を実施するのかどうか、東北森林管理局として現時点で想定する考え方は以下のとおり。

1 遺産地域外（遺産地域周辺の白神山地）における対応の考え方

国有林でナラ枯れ被害が確認された場合には、被害の拡大防止を図るため、原則として伐倒駆除（伐倒くん蒸）の実施を検討するが、現地の状況等に応じて、その他の方法も検討する。

2 遺産地域内（全域が国有林）における対応の考え方

緩衝地域において、ナラ枯れ被害が確認された場合には、被害の拡大防止を図るため、原則として伐倒駆除（伐倒くん蒸）の実施を検討するが、現地の状況等に応じて、その他の方法も検討する。

なお、緩衝地域において上記対策を講じた場合であっても、核心地域においてナラ枯れ被害が確認された場合には、周辺森林の被害状況を把握し、監視強化に努めることとしつつ、原則として自然の推移に委ねるものとするが、現地の状況等を踏まえ、必要がある場合には対策を検討するものとする。

【参考】

○白神山地森林生態系保護地域計画（平成 2 年 青森営林局、秋田営林局）

・「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る区域であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねる。

・「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす区域であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然条件等に応じ

て、森林の文化・教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場等としての利用を行う。

・遺産地域は、全域が森林生態系保護地域と重複しており、「保存地区」が核心地域と、「保全利用地区」が緩衝地域と一致している。

○白神山地世界遺産地域管理計画（平成25年 環境省、林野庁、文化庁、青森県、秋田県）

・核心地域は、人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、工作物の新築や土石の採取など、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保全制度に基づき厳正に規制する。

・緩衝地域は、現状の保全を図ることを基本とし、必要に応じ、一定の行為を規制する。

・特定の生物や人為的活動等が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これら特定の生物等の影響の緩和や生物多様性の維持等に有効な対策を講じていくものとする。

・なお、遺産地域内では木材生産を目的とする森林施業は行わないこととし、緩衝地域及び遺産地域に接続する周辺の国有林に含まれる人工林においては、関係団体等と連携し、スギ人工林の広葉樹林化等の自然再生活動を実施する。この他、野生動物や植物の花粉、種子等は遺産地域の内外に関係なく移動するため、遺産地域に生息・生育する動植物が遺産地域外からの影響を受けるおそれがある場合には、関係行政機関は関連する地域の市町村と連携・協力し、実態の把握に努めるとともに、影響を防ぐための方策を検討する。特に生態系に多大な影響を及ぼすこととなる外来種やニホンジカの侵入、遺産地域周辺における他地域の個体群を用いた植樹や放流といった遺伝子攪乱の防止に配慮する。